



Web 生徒手帳 (2025 年度版)

和歌山県立南部高等学校

目 次

	ページ
教育目標	1
校則	2
学校生活の心得	8
定期考査の心得	11
保健衛生	12
生徒会会則	12
生徒会機構図（生徒会組織・クラブ組織）	19
農業クラブ会則	20
図書館利用規定	22
推薦図書 30 冊	23

この手帳に掲載の諸規定はいずれも大切なものであるから、よく理解しておくこと。

教 育 目 標

- 学んだことを活かして、地域や社会の発展に貢献できる人材を育成する。
- 自分の将来に前向きな展望を持って進路を切り拓くことができる人材を育成する。
- 地域との連携や活動を通して、仲間や社会とのつながりを大切にできる人を育成する。

校 則

第1章 総 則

第1条 この校則は和歌山県立高等学校規則に準拠し、本校の運営に必要な事項を定める。

第2条 本校には全日制課程の次の学科をおく。普通科、食と農園科

第3条 生徒の定員及び通学区域は和歌山県教育委員会の定めるところによる。

第2章 学期及び休業日

第4条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第5条 休業日を次のとおり定める。

土曜・日曜及び祝日

学年始休業日 4月1日から4月7日まで

夏季休業日 7月21日から8月31日まで

冬季休業日 12月25日から1月7日まで

学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 校長は必要と認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、休業日を変更することができる。

3 年間の授業日数確保のために、校長は教育長の承認を得て、第1項に定める休業日を減ずることができる。

4 非常災害その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。

第3章 入学・休学・転学・退学・欠席等

第6条 入学志願及び入学選抜に関する事項は、和歌山県教育委員会の定めるところによる。

第7条 生徒が病気その他の事由によって3ヶ月をこえて出席しがたいときは、本人及び保護者が連署した文書をもって、医師の診断書又は事由書をそえて、休学を願い出ることができる。

2 結核性疾患その他の事由によって休学を必要と認める場合は、校長は保護者を通じて生徒に休学を命じることができる。ただし、成年に達した生徒である場合には、当該生徒に直接休学を命じることができる。

3 休学の期間は2年以内とする。2年を経過してなお復学できないときは、当然退学したものとする。

第8条 生徒が復学，転学，又は退学しようとするときは，事由を明らかにした書類をそえて，本人及び保護者が連署した文書をもって，校長に願い出なければならない。

第9条 生徒が病気その他の事由によって欠席しようとするときは，電話等による連絡をしなければならない。

2 病気又は負傷による欠席が10日以上にわたる場合は，医師の診断書を提出しなければならない。

3 生徒の親族が死亡した場合は，次の期間の範囲内で忌引きすることができる。

父母 7日，祖父母 3日，兄弟姉妹 3日，伯叔父母 1日，曾祖父母 1日。

4 生徒が特別教育活動のため学校から派遣されて授業が欠けた場合は，欠席の扱いをしない。

第4章 保護者等

第10条 保護者等は生徒の親権者又は後見人とする。

第11条 保護者等は学校に対して，その生徒に関する一切の責任を引き受けなければならない。

第12条 保護者等の住所その他身上に異動があった場合，保護者等は遅滞なく文書をもって校長に届け出なければならない。

第5章 教育課程，卒業認定，評価，単位認定等

第13条 教育課程及び授業日数は，学習指導要領の基準及び教育委員会の指導に基づき，校長が定める。

第14条 校長は所定の全課程を修得した者にたいして，卒業証書を授与する。

第15条

1 授業時数

① 1単位時間を50分とする。

② 各科目の授業時数は，「履修単位数×35」とする。

③ 各授業において，20分以上授業を欠く場合は欠課とする。

※遅刻・早退など3回で1回の欠課とみなす。

2 学習成績の評価

① 各教科・科目の評価は，考查成績・平常の学習状況（提出物・態度等）に基づいて、観点別学習状況の評価をおこなう。各観点別学習状況の評価を基に、成績評定を算出する。

② 学年末の成績評定は，5，4，3，2，1の5段階で表示する。各学期末は成績評点を表示する。

3 定期考查

① 定期考查は，1・2学期の中間と各学期末に実施する。ただし，教科により実施については別途定める場合がある。

② 定期考查の欠席・遅刻・早退は，その科目の欠課・遅刻・早退とする。

③ 遅刻した場合の受験時間は残り時間とする。

- ④ 定期考査を欠席する場合、または遅刻が予想される場合は、生徒は原則として事前に学校に連絡しなければならない。またその場合はすみやかに「考査欠席届」を提出すること。
- ⑤ 不正行為のあった場合は、その生徒の該当科目の得点を0点とし、期間中のそれ以降の考査は別室で受験するものとする。

4 履修と履修単位認定

- ① 履修とは、教科・科目の学習目標に到達するために授業に参加し、授業を受けることである。本校の教育課程に定められたすべての教科・科目について履修しなければならない。
- ② 次の2項目を満たす科目については、履修単位を認定する。

イ 年間の欠課時数合計が、履修単位数 $\times 35 \times 1 / 3$ 未満であること。

ロ 授業への意欲、態度が良好であること。

※調理コース・調理師養成課程の科目については、別途定める。

5 修得と修得単位認定

- ① 修得とは、教科・科目を履修することにより、教科・科目の目標に照らして満足すべき成果をあげることである。
- ② 次の2項目を満たす場合、校長がその科目の修得単位を認定する。
 - ・履修単位認定された場合
 - ・学年末の成績評定が「2」以上である場合
- ③ 「総合的な探究の時間」および「特別活動」の履修・修得の認定については別途定める。

6 必修得科目等の設置

- ① 当該学科のすべての生徒は、下記の科目を卒業までに必ず修得しなければならない。

学 科	必修得科目
食と農園科	農業と環境・課題研究

(※調理コースについては、別途定める。)

- ② すべての生徒は、総合的な探究の時間について、卒業までに必ず修得しなければならない。

7 原級留置と進級

- ① 下記6項目のいずれかに該当する場合、原級留置を原則とする。

イ 法定時数の3分の1以上の欠課のある科目を1科目以上保持する場合

ロ 未修得科目（過年度分を含む）の合計が4科目以上の場合

ハ 未修得単位（過年度分を含む）の合計が11単位以上の場合

ニ 欠席日数が年間出席すべき日数の3分の1を超えた場合

ホ 特別活動の欠課時数が実時数の3分の1を超えた場合

ヘ 3年生が卒業認定されなかった場合

- ② 原級留置となった生徒は次年度において当該学年の教科・科目をすべて再履修・再修得しなければならない。
- ③ 未修得科目をもって進級する（仮進級という）場合は、次年度において単位の追認定の機会を与えるものとする。

8 単位の追認定

- ① 仮進級生は、追認申込書を教科担任に提出しなければならない。申し込みのない場合は、追認定を受けることができない。
- ② 追認定考査の時期は別に定める。
- ③ 追認定考査を無届けで欠席した者は、その年度内のその科目の追認定考査を受験できない。
- ④ 不正行為があったときは、得点を0点とする。

9 卒業認定

下記の3項目をすべて満たす場合は、校長が卒業を認定する。

- イ 本校の教育課程に定めた教科・科目及び特別活動のすべてにおいて、履修認定がなされていること。
- ロ 本校で定める数以上の単位を修得していること。
- ハ 定められた必修得科目の単位が認定されていること。

第16条 校長は第1学期、第2学期及び学年末においてその期間中の学習成績、身体状況、出欠状況等を保護者に通知する。

第6章 表彰及び生徒懲戒規定等

第17条 校長は教育上必要と認める場合には、生徒を表彰する。

第18条

○生徒懲戒の実施手順

懲戒処分及び特別指導をまとめて「懲戒等」とよぶ。

問題行動の発生 → 事実関係の確認 → 意見表明の機会 → 意見表明の内容の検討

【懲戒処分】

懲戒処分の決定 → 懲戒処分の申し渡し → 退学、停学、訓告 → 懲戒等の検討

【特別指導】

特別指導の期間及び内容の決定 → 特別指導の申し渡し → 特別指導 →

指導成果を確認し解除の決定 → 特別指導の解除

○和歌山県立南部高等学校 生徒懲戒規程

(1) 目 的

この規程は、学校教育法施行規則第 26 条及び和歌山県立南部高等学校学則に則り、校長が行う「懲戒処分」及び校長、教員が行う「事実行為としての懲戒」を規定し、本校において懲戒が適切に行われることを目的とする。

(2) 懲戒処分の種類

懲戒処分は、退学、停学及び訓告とし、校長が書面を交付してこれを行う。

(3) 体罰の禁止

体罰を加える懲戒を行うことはできない。

(4) 意見表明の機会

生徒懲戒等を行うに当たっては、生徒自身及び 保護者に事実関係について説明し、その説明内容に対する意見表明の機会を与えなければならない。

第 19 条

○懲戒等の種類

(1) 退 学

校長は、次の各項に該当する者に対しては退学を命じることができる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者

(2) 停 学

校長は、生徒に対して「事実行為としての懲戒」や「訓告」を行ってもなお改善がみられないと判断した場合、又は本校生徒としての本分に著しく反した行為を行ったと判断した場合は、停学とすることができる。

(3) 訓 告

校長は、生徒が「事実行為としての懲戒」を行ってもなお改善がみられないと判断した場合、又は教育上必要があると判断した場合は訓告を行うことができる。

(4) 事実行為としての懲戒の種類

事実行為としての懲戒は、特別指導や校長訓戒、行動の改善を促すために行う叱責や説諭等とする。

(5) 特別指導

特別指導は、原則として家庭反省指導及び別室登校指導，授業出席指導とする。

(6) 校長訓戒

校長訓戒は校長が当該行為について注意を与える。

(7) 叱責及び説諭

叱責及び説諭は、校長及び教員が当該行為について注意を与える。

第7章 寄 宿 舎

第20条 寄宿舍に入舎し，又は退舎しようとするときは，本人及び保護者が連署した文書をもって校長に願ひ出なければならない。

第21条 寄宿舍に入舎した者は，関係条例等の定めるところにより，使用料を納付しなければならない。

第22条 寄宿舍に入舎した者は，別に定める舎則を守らなければならない。

第8章 付 則

第23条

- ① この校則は昭和40年4月1日から施行する。
- ② 平成3年4月部分改定。
- ③ 平成14年4月部分改正
- ④ 平成15年4月部分改正。
- ⑤ 平成21年4月部分改正。
- ⑥ 平成22年4月部分改正。
- ⑦ 平成29年4月部分改正。
- ⑧ 平成30年4月部分改正。

学校生活の心得

基本態度

- 1 学校は意欲的な学習活動を中心とし、秩序正しい明朗で健康な生活が展開され、自主創造の精神・不屈の正義感・限らない探求心・美しい友情・共同生活への奉仕の精神が満ちあふれていることが理想である。
- 2 基本的人権の尊重は民主主義の基本である。われわれは相互の人権を尊重し、互いに敬愛の念をもって友情をつちかうとともに、各学科の特性や立場を相互に確認し尊重し合い、一致協力して純美な校風の樹立に努めなければならない。
- 3 共学の成果は、おのおのその特性を伸ばし育てるとともに、相互の理解・協力・敬愛によってはじめて得られるものであり、学校生活の明るさと豊かさは、この実があげられて作り出されるものである。

生活の心得

- 1 限らない探求心と向上心をもって、意欲的・積極的に各教科の学習にはげよう。
- 2 つねに読書と思索にはげみ、自らを豊かにするように努めよう。
- 3 自己の個性や得意を伸ばし、また豊かな情操を養おう。
- 4 人権は自他ともにその尊厳を守り、差別のない学校を作ろう。
- 5 不正や不合理を発見し、それを解決する知性を養おう。
- 6 自主自律の精神をもって生徒としての生活の節度を守ろう。
 - ① 服装は服装規定に従うこと。
 - ② 暴力を否定し、話し合いによる問題解決を図ること。
 - ③ 不健全娯楽等の場所に立ち入らないこと。
 - ④ 保護者に無断で夜間外出、外泊をしないこと。
- 7 集団生活の規律を守り、更に一致協力してその向上に努めよう。
 - ① 始業に遅れないように登校するとともに、その他の所定の時刻を厳守すること。
 - ② 始業～終業にいたるあいだ、無断で校外に出ないこと。
 - ③ 欠席する場合は速やかに、保護者からその旨を担任に連絡すること。
 - ④ 遅刻する場合は、速やかに担任にその旨を連絡すること。
 - ⑤ 欠課・早退の場合は、担任の承認を得ること。
 - ⑥ クラス・クラブなどの会合で学校施設等を使用する場合は、その管理責任者の許可を得ること。
 - ⑦ 校内における公的な集会並びに掲示・貼紙・印刷物等の配布などに際しては、学校の承認を得ること。
 - ⑧ 校外行事に学校を代表して参加する場合は、学校の許可を得ること。
 - ⑨ 授業日に治療のための通院が必要な時は、事前に保護者から学校及び担任連絡を行うこと。生徒は教科担当へ事前報告を行う。

⑩ 祭事のために授業を欠くことは認めない。ただし、地域の伝統文化を守るため（高校生への伝承が必要な場合等）、祭礼責任者・保護者より正式に祭への参加を要請された場合は欠席を認める。

8 相互成長の場としてのクラス及びクラブ活動に積極的な参加し、その充実を図ろう。

9 生徒会活動を活発にし、健全な自治能力を身につけよう。

10 勤労を重んじ、共同生活への奉仕の精神を持とう。

11 礼儀正しい言動に努めるとともに、社会生活に必要な生活技術の習得に努めよう。

12 交際は明朗清純をむねとし、節度をわきまえること。

13 公共物を愛護し、環境の整備と浄化に努めよう。

14 交通違反事故の絶滅に努めよう。

① 単車通学生は、「遠距離単車通学許可について」および「単車通学免許取得（原付免許）について」を厳守のこと。

② 通学の方法は「通学規定」に従うこと。

服装・頭髪規定

1 学校指定の制服及び、足下は制服登校に適した靴（革靴、スニーカー等）とする。

2 服装はつねに清潔・端正・質素で華美に流れず、本校が求める生徒像の品位を保つものであること。

3 学校生活及びこれに準ずる活動は制服とする。

（実習及び体育等においてはその規定に従う）

4 制服の変形は認めない。

5 病気その他の理由により、制服以外の服装やサンダル等を着用する時は、学校での許可をもらうこと。

◎制 服 冬季…学校指定のブレザー、シャツ、スラックスもしくはスカート、ネクタイを着用すること。また、ベストやセーターを着用する場合は学校指定のものに限る。

夏季…学校指定のシャツ、スラックスもしくはスカートを着用すること。学校指定のブレザー、ベスト、セーター、ネクタイを着用してもよい。

◎頭 髪 ・本来の頭髪での登校とする。

・染色・脱色することは禁止する。

また、パーマ・カール・エクステ等の変形も禁止とする。

*ドレッド、コーンロー、ライン刈り等の過度な飾りは禁止とする。

◎その他 ①服装・頭髪や身だしなみ規定に合わない生徒は指導の対象とする。

②原則、登下校以外での防寒具の着用を認めない。（授業中、学校行事等）

③服装・頭髪指導は、進路面接等の「標準」も加味して指導する。

通 学 規 定

- 1 本校は〔普通自動車免許〕の使用による通学を 原則、認めない。但し、特別の理由により免許使用が必要な生徒については、車種・排気量 50 cc以下に限り、校長が免許使用通学許可証を発行する。
- 2 通学に際し、交通ルール・マナーを遵守すること。
- 3 通学用自転車（校内乗入用）には、必ず許可マークを貼布すること。
- 4 自転車通学時は傘差し運転、イヤホン、携帯電話を使用しての運転は禁止する。雨天時は合羽を着用すること。（紀南 6 高校 PTA での申し合わせ事項）
- 5 電車通学生は、常に乗車マナーを心がけると共に、不正乗車・定期券の不正使用は絶対しないこと。（定期券裏面の注意事項参照）
- 6 自転車や単車は、校内への乗り入れルールを守り、必ず校内所定場所に置き、所定外の場所や路上に放置しないこと。
- 7 単車や自転車は、日頃からよく点検し、不備な点がないよう整備しておくこと。

ア ル バ イ ト

- 1 本来、生徒の本分は学業であり、アルバイト就業は基本的に好ましくないものである。しかし、やむを得ない事情等がありアルバイト就業する場合、保護者は、子供に対して適切な指導監督をもって就業させる責任を負うものとし、保護者及び本人は、アルバイト就業する旨を、必ず学校に届け出ることとする。
- 2 アルバイト就業に関する心得を守る。
- 3 午後 10 時から翌日午前 5 時までは就業できない。
- 4 危険有害業務（酒席を伴う接客業も含む）は禁止する。

「願」及び「届」

- 1 「願」及び「届」はいずれも保護者が担任を経て学校長に提出すること。
- 2 「願」の種類はつぎのとおりであるが、いずれも学校所定の用紙によらねはならない。
 - ① 休 学 願
 - ② 復 学 願
 - ③ 転 学 願
 - ④ 退 学 願
 - ⑤ 許 可 願（自転車・単車通学許可願、運転免許試験受験許可願、アルバイト就業届、その他）
- 3 「届」の種類と届け方はつぎのとおりである。
 - ① 欠席届

欠席の場合は、あらかじめ電話その他の方法で学校に連絡すること。また、10 日以上欠席する場合は、

医師の診断書をあわせて提出すること。

② 身上異動報告書

生徒氏名、保護者の氏名、住所に変更があった場合は、ただちに担任を経て学校長に提出すること。

③ 遅刻届・早退届・外出届

これらの届については、担任等関係の先生に記入してもらい、必要な手続きをすること。

定期考査の心得

1 考査前日までに

- ① 机の上および周辺に落書きがあれば、すべてきれいに消しておくこと。
- ② 机の中や両横の持ち物はすべてロッカーに入れておくこと。

2 考査の欠席・遅刻について

- ① 欠席する場合、または遅刻が予想される場合は、必ず事前（朝 8 時 40 分まで）に学校（担任）に連絡すること。事前の連絡が不可能な場合は、登校後担任に連絡し指示を受けること。またその場合はすみやかに「考査欠席届」を提出すること。
- ② 遅刻した場合の受験時間は、残り時間とし、時間の延長は認めない。
- ③ やむを得ない理由で考査を受験できなかった場合は、登校後に担任および教科担任の指示を受けること。
- ④ 上記①③のいずれの手続きもしなかった場合は、当該科目は 0 点とする。

3 考査受験中の基本的態度

- ① 受験においては制服を正しく着用すること。正しく着用しない場合、答案は無効とする。
- ② 決められた座席（選択科目以外は出席番号順）に着席すること。
- ③ 机の中は空にしておくこと。また、机の両横に荷物を掛けないこと。
- ④ 机の上に筆記用具以外のもの（下敷きや筆箱等）は置かないこと。
- ⑤ 考査中に消しゴム等の貸し借りは行わないこと。
- ⑥ 質問のある時は黙って手を上げ、監督の先生の指示を受けること。
- ⑦ 時間途中での答案提出および退室は原則として認めない。
- ⑧ ただし、体調不良等でやむを得ない場合は退出を認める。
- ⑨ やむを得ず携帯電話を教室内に持ち込む場合は、電源を切ってかばんに入れておくこと。見たり触ったりした場合は不正行為と同等の扱いとする。
- ⑩ 終了のチャイムが鳴ったら直ちに筆記用具を置き、監督の先生の許可が下りるまで静かに着席しておくこと。

4 不正行為について

- ① 厳正な態度で受験し、不正行為や疑わしい行為は絶対に行わないこと。
- ② 万一、不正行為があった場合は、該当科目の得点を 0 点とし、生活指導措置が下される。

保 健 衛 生

健全な心身は人生の幸福の源であるから、体力の向上と健康の保持に留意し、身のまわりを清潔にして、学習にはげもう。

- 1 基本的生活習慣を身に付け、心身の健康の保持増進につとめること。
- 2 身のまわりの清潔を心掛けること。
- 3 学校で決められた健康診断は必ず受け、疾病異常のある場合は、早期に受診すること。
- 4 学校感染症、またはその他の感染症にかかった場合は、ただちにその旨を学級担任に届け出ること。

生 徒 会 会 則

第1章 総 則

第1条 本会は和歌山県立南部高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は学校当局と密接な協力のもとに適切な指導を得て、自主自律の精神を養い、生徒相互の信愛を深め、よい市民性をつちかい、美しい校風の樹立と全生徒の福祉をもたらすすべての生徒活動を奨励し、支持することを目的とする。

第3条 本会は本校に在籍する全生徒からなる。

第4条 会員は下記の権利を有する。

- ① 代議員大会に出席し、発言権及び議決権。
- ② 生徒会役員の選挙権及び被選挙権。
- ③ 生徒会役員にたいして、正当な理由に基づく不信任案を提出する権利。
- ④ 本会すべての自治活動に参加する権利。

第5条 本会の会員は下記の義務を負う。

- ① 本会発展のために尽くす。
- ② 本会に於いて規定された一切の事項を守る。

第2章 機 関

第6条 本会はその目的を達成するために次の機関を置く。

代議員大会、生徒会執行部、中央委員会、専門委員会、ホームルーム、クラブ

第1節 代議員大会

第7条 生徒総会は本会全員をもって組織し、本会最高の議決機関である。また、代議員大会は中央委員（学級委員長・学級副委員長）をもって組織し、生徒総会に準ずる議決機関である。

第8条 生徒総会または代議員大会は年1回を原則とし、校長の承認を得て、会長がこれを招集する。

第9条 代議員大会に提出される議題は少なくとも1週間以上前に会長が全生徒に通知しなければならない。

第10条 大会では生徒要望、校長からの要請事項・会則改正・その他執行部・中央委員会が認めた事項について協議し、議決する。

第11条 代議員大会は代議員定数の3分の2以上の出席をもって成立する。

第12条 代議員大会での議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第13条 代議員大会の決議事項は校長の承認を得て実施される。

第2節 生徒会執行部

第14条 生徒会執行部は次の役員により構成される。

会 長 1名 副会長 2名 書 記 2名 会 計 2名

第15条 生徒会執行部は次のことを行う。

- ① 生徒会活動に関しての諸方針の企画及び執行にあたる。
- ② ホームルームからの提案を総括し、各委員会又はホームルームに適切な提案をなす。
- ③ 中央委員会及び各委員会の開催の決定。
- ④ 生徒総会または代議員大会開催についての細目を定める。

第16条 会長は下記のことを行う。

- ① 生徒会及び生徒会執行部を総括し、代表する。
- ② 生徒総会または代議員大会の議長、副議長を任命する。
- ③ 中央委員会及び各専門委員会等を開催することができる。

第17条 副会長は次のことを行う。

会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代行する。

第18条 書記は次のことを行う。

- ① 前期・後期のホームルーム役員の名簿を作成する。
- ② 全ての書類を整理保管し、その他一切の文書事務を行う。

第19条 会計は次のことを行う。

- ① 本会の財政管理及び、運営にあたる。
- ② 期末会計報告を行う。
- ③ 会計は校長の承認を得、支出を行う。

第20条 生徒会執行部にはその任務全般を補佐する執行委員を置くことができる。

第3節 中央委員会

第21条 中央委員会は、生徒会執行部および各ホームルームの学級委員長、副委員長によって構成される。

第22条 中央委員会は校長の承認のもとに生徒会活動に必要な諸方針を立て、諸規則を制定する。ただし、重要と思われる事項は、代議員大会に提出して議決する。

第23条 中央委員長は生徒会長がこれを兼任する。

第24条 中央委員会は、選挙管理委員会等、特別委員会を設置することができる。

第25条 中央委員会の開催は月1回以上とし、生徒会長が必要と認めた場合、その都度開くことができる。

第26条 中央委員会は構成委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席者数の過半数をもって成立する。

第27条 中央委員会の議長は生徒会長が任命する。

第28条 中央委員は中央委員会の議決事項及び活動状況を全生徒に報告しなければならない。

第4節 専門委員会

第29条 本会は次の専門委員会をおき、各委員会の業務は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| ① 美化委員会 | 校内緑化の推進、清掃等校内美化に関する一切を行う。 |
| ② 保健厚生委員会 | 身体測定、文化祭等での展示、保健衛生の改善・推進・広報を行う。 |
| ③ 文化委員会 | 校内における文化祭等、文化に関する諸行事の企画運営を行う。
文化委員は文化祭実行委員を兼任し、文化祭実行委員会を開催する。 |
| ④ 体育委員会 | 校内における体育授業の連絡を行い、体育授業展開上のクラスを中心となる。 |
| ⑤ 図書委員会 | 校内における図書館での整理、運営、クラスへの進路広報などを行う。 |
| ⑥ 球技大会実行委会 | 生徒会主催球技大会の企画運営を行う。 |
| ⑦ 体育大会実行委員会 | 生徒会主催体育大会の企画運営を行う。
体育大会実行委員は、体育委員と兼任できない。 |
| ⑧ 農業クラブ委員 | 食と農園科における広報の作成や農業クラブ活動における連絡を行う。 |

第30条 専門委員会は委員長及び生徒会長によって招集される。

第31条 各専門委員会は次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名 書記 1名

第32条 各専門委員会の議長は委員長が任命する。

第33条 各専門委員会は実行委員会を設けることができる。なお細目はその都度定める。

第34条 専門委員会は専門委員の3分の2以上のクラスの出席をもって成立し、議決はその出席者数の過半数とする。

第35条 専門委員は専門委員会の議決事項及び、活動状況を全会員に報告しなければならない。

第36条 専門委員会の議決事項は中央委員会の承認を得なければならない。

第6節 ホームルーム

第37条 ホームルームは各クラスに所属する生徒会員よりなり、本会の単位機関である。

第38条 ホームルームには次の役員をおく。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 学級委員長 | 1名 |
| ② 学級副委員長 | 1名 |
| ③ 美化委員 | 2名 |
| ④ 保健厚生委員 | 2名（男女各1名） |
| ⑤ 文化委員 | 2名 |
| ⑥ 体育委員 | 2名（男女各1名） |
| ⑦ 図書委員 | 2名 |
| ⑧ 球技大会実行委員 | 2名 |
| ⑨ 体育大会実行委員 | 2名 |
| ⑩ 農業クラブ委員 | 2名（食と農園科のみ） |
| ⑪ 修学旅行委員 | 2名（2年生後期のみ） |
| ⑫ 進路委員 | 2名（3年のみ） |
| ⑬ アルバム委員 | 2名（3年のみ） |

ただし、その他必要あれば任意に委員を選出することができる。

第39条 ホームルームは次のことを行う。

- ① 本会の目的達成に必要なホームルームにおける広範な自治活動。
- ② 代議員大会及び中央委員会に提出する事項の協議。
- ③ 中央委員会から討議された問題の審議。
- ④ その他

第7節 クラブ

第40条 クラブは文化クラブ、体育クラブにわかれる。

第41条 各クラブは次の役員をおく。

キャプテン(部長) 1名 副キャプテン(副部長) 1名

各クラブの事情により他の役員をおくことができる。

第42条 各クラブのキャプテン(部長)は、生徒会長の要請によりクラブキャプテン会議に参加しなければならない。

第43条 各クラブは生徒会長の要請があったときは、クラブの活動状況・クラブ費の使途等を報告しなければならない。

第44条 クラブ設立については、学校のクラブ規定に準じる。

第45条 愛好会、同好会の活動条件は、学校のクラブ規定に準じる。

第3章 生徒会執行部役員の任期とホームルーム役員の任期

第46条 生徒会執行部役員の任期は、2期制とし、前期役員は1月1日より6月30日まで、後期役員は7月1日より12月31日までとする。

第 47 条 執行委員の任期は生徒会執行部役員に準ずる。

第 48 条 選出された新役員は任期期間以前に 2 週間の見習い期間をおき，実習するものとする。

第 49 条 ホームルーム役員の任期は，2 期制とし，前期委員は 4 月より 10 月 15 日まで，後期委員は 10 月 16 日より 3 月末までとする。ただし，保健厚生委員，文化委員，美化委員，図書委員の任期については，その業務の性質上，4 月から 3 月末までの通年とする。

第 4 章 生徒会会計

第 50 条 本会の会計は生徒会費及び寄付金・その他をもってまかなう。

第 51 条 生徒会員は生徒会費の納入の義務を負う。

第 52 条 生徒会費の使途については，全会員に明示しなければならない。

第 53 条 会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 顧問職員

第 54 条 生徒会執行部及び各専門委員会・クラブには，それぞれ顧問職員をおく。

第 55 条 顧問職員は諸会合に出席し，必要に応じて適当な助言をする。

第 6 章 会則改正

第 56 条 本会則は次の場合に代議員大会において，過半数の賛同を得て改正することができる。

- ① 生徒総数の過半数の署名請願のあったとき。
- ② 中央委員会でその必要を認めたとき。

第 57 条 本会則の改正は校長の許可を得て成立する。

第 7 章 選挙

第 58 条 本会は次の選挙を行う。

- ① 生徒会執行部
- ② ホームルーム役員
- ③ 執行委員

第 1 節 生徒会執行部

第 59 条 生徒会執行部役員は各役員別に無記名投票によって選出され，生徒会長は最高投票数をもって，その他役員はその投票数の多い者より順に当選者とする。なお，生徒会役員定数と立候補及び推薦立候補者数が同一のときは信任投票を行い，その過半数の信任をもって当選とする。

第 60 条 生徒会執行部役員の選出には立候補制及び推薦立候補制を採用するが，いずれも 1 名以上の責任者を要する。

第 61 条 前期生徒会役員選挙は 12 月 1 日より 2 週間以内に、後期生徒会役員選挙は 6 月 1 日より 2 週間以内に行わなければならない。

第 62 条 前期生徒会役員選挙に 3 年生は立候補できない。

第 63 条 生徒会執行部役員の選挙には選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員は中央委員会より選出された者により構成される。

第 64 条 選挙管理委員会に次の役員を置く。

委員長 1 名 副委員長 1 名 書記 1 名

第 65 条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- ① 選挙の公示
- ② 候補者の受付と発表
- ③ 立会演説会の主催
- ④ 選挙違反に関する処置
- ⑤ 投票及び開票の業務
- ⑥ 新役員の発表と紹介
- ⑦ 選挙に使用するポスターの用紙の準備と枚数規定
- ⑧ その他選挙管理に必要な事項

第 66 条 選挙管理委員は被選挙権を持たない。

第 67 条 選挙運動について不正と認められない限り自由とするが、次の事項を禁止する。

- ① 生徒以外の者に応援を依頼すること。
- ② 個々の投票に対し強請及び強行な依頼をすること。
- ③ ポスターに選挙管理委員会の指定する枚数及び用紙以外の物を使用すること。

第 68 条 生徒会執行部役員の解任は理由書と全会員の過半数の署名をそえた解任要求を当役員選出にあつた選挙管理委員会に提出し、解任要求を受領した選挙管理委員会は必ず被解任要求役員と解任要求者の代表者による立会演説会を開催しなければならない。

第 69 条 解任は立会演説会において出席者数の過半数の賛同を得て成立する。

第 70 条 選挙に関する事務を管理する選挙管理委員が投票及び開票に際して不正と認めたとき、その投票を無効とする。

第 71 条 選挙に関する疑義は開票後 1 週間以内に申し出なければならない。このとき選挙管理委員会は、その真実を調査し、判定しなければならない。ただし、届け出者は生徒会会員でなければならない。

第 72 条 生徒会執行部役員に欠員が生じた場合は、選挙管理委員会はその欠員の生じた日から 2 週間以内に補欠選挙を行う。ただし、任期の余りの期間が 2 分の 1 以下のときは行わない。

第 2 節 ホームルーム役員

第 71 条 ホームルーム役員の選出母体は各ホームルームの単位とする。

第 72 条 ホームルーム役員の選出方法は各ホームルームに一任する。

第73条 ホームルーム役員の選出期日は、前期は4月15日まで、後期は10月10日までに選出し、その結果を期日までに生徒会執行部へ新学級委員長が報告しなければならない。

第3節 執行委員

第74条 生徒会執行委員は中央委員会において、中央委員の3分の2を超える信任を得て決定される。

第8章 付 則

第79条 この会則は学校長の承認を得て昭和41年2月1日より効力を発する。

平成23年9月30日 一部改正

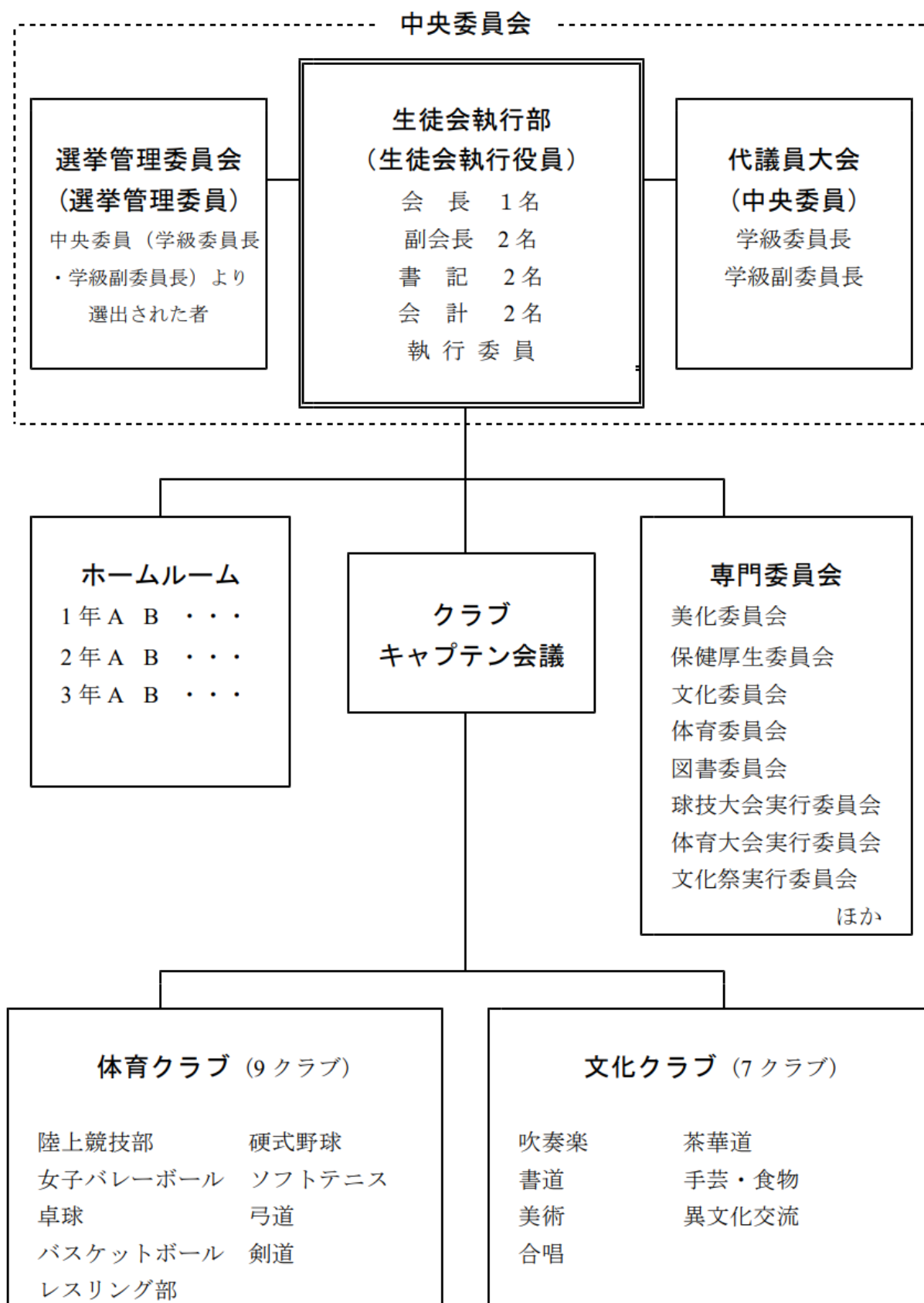
平成29年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正

生徒会機構図（生徒会組織・クラブ組織）



農業クラブ会則

第1章 名称及び目的

第1条 この会は、南部高等学校農業クラブと称する。

第2条 この会の事務所は南部高等学校内におく。

第3条 この会は将来農業及び関連産業の従事者になろうとする者が集まって研修することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために次のことを行う。

- ① 農業技術に関すること。
- ② 社会奉仕に関すること。
- ③ 発表会、講演会、講習会に関すること。
- ④ 関係団体との提携、協力に関すること。
- ⑤ 指導性のかん養に関すること。
- ⑥ 機関誌、パンフレットの発行に関すること。
- ⑦ 級位検定、優秀クラブ員の表彰に関すること。
- ⑧ その他この会の目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

第5条 この会は以下に示す生徒から構成する。

- ① 農業に関する学科に在学する生徒
- ② 農業に関する科目を選択し、入会を希望する生徒

第3章 役 員

第6条 この会は次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、会計2名、書記2名

第7条 農業クラブ委員を学級より2名選出して決議機関とする。

第8条 役員は会員の選挙によって選出し、任期は1か年とする。副会長は県連盟の代議員を兼任し、任期は1か年とする。

第9条 必要に応じて即売会、競技会等の専門委員会をおくことができる。

第10条 学校長及び農業関係教員を顧問とする。

第4章 会 議

第11条 総会は毎学期1回開き、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の半数以上の要求があったときに開く。

第12条 会議は会員の3分の2以上の出席によって成立し、多数決による。

第5章 会員及び会計

第13条 この会は会費、補助金及びこの会の事業収入によって運営する。この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則改正

第14条 この会の改正には、総会において会員の3分の2以上の賛成がなければならない。

第7章 付 則

第15条 この会の必要な規定は、会則に抵触しない限り、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得て定めることができる。

第16条

- 1 この会は、昭和43年2月17日から実施する。
- 2 平成14年2月2日改正
- 3 令和4年12月21日改正

図書館利用規定

開 館

- 月～金曜 8：30 ～ 16：45
- 学校行事等による閉館や、長期休暇中の開館日については別に連絡します。

貸 出

- 貸出は1人5冊，貸出期間は2週間です。
- マンガ，禁帯出本は一夜貸出（翌日返却）です。

リクエスト・予約

- 購入希望図書があれば，図書館に備え付けてあるリクエスト用紙に記入してください。できるだけ希望を尊重します。
- 借りたい本が貸出中の場合は予約してください。リザーブとなり，返却次第お知らせします。

推薦図書 30 冊

南部高校図書館では、高校時代に読んでほしい本をさまざまなジャンルから 30 冊推薦しています。

作 品 名	著 者	年月日	検印
こ ころ	夏 目 漱 石		
羅 生 門	芥 川 龍 之 介		
山 椒 大	夫 森 鷗 外		
人 間 失	格 太 宰 治		
銀 河 鉄 道 の	夜 宮 沢 賢 治		
黒 い	雨 井 伏 鱒 二		
恢 復 す る 家 族	大 江 健 三 郎		
紀 ノ	川 有 吉 佐 和 子		
他 人 の	顔 安 部 公 房		
伊 豆 の 踊 り	子 川 端 康 成		
沈	黙 遠 藤 周 作		
塩 狩	峠 三 浦 綾 子		
さ	ぶ 山 本 周 五 郎		
深 夜 特	急 沢 木 耕 太 郎		
哀 し い 予 感	吉 本 ば な な		
昨 日 と 違 う 今 日 を 生 き る	千 葉 敦 子		
遠 野 物 語	柳 田 國 男		
ハ ム レ ッ ト	シ ェ イ ク ス ピ ア		
車 輪 の 下	ヘ ル マ ン ・ ヘ ッ セ		
ジ ェ ー ン ・ エ ア	C ・ ブ ロ ン テ		
ソ フ ィ ー の 世 界	ヨ ー ス タ イ ン ・ ゴ ル デ ル		
老 人 と 海	ヘ ミ ン グ ウ ェ イ		
ス タ ン ド ・ バ イ ・ ミ ー	S ・ キ ン グ		
ワ イ ル ド ス ワ ン	ユ ン ・ チ ア ン		
オ ー ヘ ン リ ー 短 編 集	O ・ ヘ ン リ ー		
ハ ッ ク ル ベ リ ー フ ィ ン の 冒 険	ト ウ ェ イ ン		
古 代 の 情 熱	シ ュ リ ー マ ン		
セ ン ス ・ オ ブ ・ ワ ン ダ ー	カ ー ソ ン		
ソ ロ モ ン の 指 環	ロ ー レ ン ツ		
君 たち は どう 生 き る か	吉 野 源 三 郎		

上記の推薦図書読破に挑戦したい人は、本を借りるときに申し出てください。

※推薦図書全 30 冊を読破した生徒には、記念品を進呈します。